

## 保育園における投薬の取り扱いについて

本来投薬は医療行為にあたるため、原則として保育園での投薬はできないことになっています。

しかし、かかりつけ医から処方された薬で、医師の指示で保育時間中の投薬が必要となる場合に限り投薬の取り扱いを行うこともできますが、本園といたしましては、保育中の投薬については事故のないように慎重に取り扱いたいと考えております。

なお、投薬はお子様の健康を守るために慎重に対応しないといけませんので、保護者の皆様には下記の注意事項を厳守していただいた場合に限り、本園で投薬することといたします。

つきましては投薬を依頼する場合は、「投薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬と共にご提出ください。トラブルが発生しないようにご理解とご協力をお願いします。

### 【薬の投与についての注意事項】※ 事故防止のため、ご協力をお願いします。

- 1 ほとんどの薬は朝・夕2回の処方でよいということなので、病院での診察の際に相談してください。
- 2 特別な事情があり、やむを得ず園で薬を投与しなければならない場合は、《投薬依頼書》を提出し、以下の事項を守ってください。
  - (1) 朝服用すべき薬は、ご家庭で服用してきてください。
  - (2) 必ず、薬は保育士に手渡ししてください。かばん等に入れたままにしないでください。
  - (3) 薬の処方箋を提出してください。

- 1 薬は、医師から処方されたものに限りませす。
  - ※ 以前に残っていた薬や兄弟姉妹に処方された薬は投薬いたしません。
- 2 原則として1回分を持参させてください。
  - ※ 1回分がはっきりとわかるように、粉状であれば1包分、シロップ等の水薬であれば1回分ずつを小分けにして、持たせてください。
- 3 薬を入れた容器・袋には必ずお子様の名前と日付を書いてください。
  - ※ 複数ある場合は、全部お書きください。
- 4 「投薬依頼書」は、一枚で最長一週間分です。一週間以上継続する場合は、再度ご提出ください。依頼書には必ず押印をしてください。
  - ※ 「投薬依頼書」は、保育園にありますので、職員にお知らせください。
- 5 薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまったりした場合、保育園では責任を負いかねます。

## 投薬依頼書

Fキッズ保育園長 様

保護者に代わって、下記の者に投薬をお願いします。

依 頼 日 (西暦) 年 月 日 ( )

保護者氏名

印

投薬を受ける園児	園 児 名	
	病 名	
投 薬	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	
薬の種類	粉薬・錠剤・水薬・その他 ( )	
投薬時間	食前・食間・食後・その他 ( )	
緊急連絡		
その他 (連絡 等)	..... ..... .....	
投薬者名		

処方箋をコピーしてここに添付してください

※処方箋がないと投薬できません